

一般社団法人日本経営士会 倫理規程 (改訂案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本経営士会(以下「本会」という)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本会の社会的使命と役割を自覚して法令・規程等を遵守し、また倫理に関する必要な規程を定め遵守することにより、本会に対する社会からの信頼に応えることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は定款第5条に規定する全ての会員(以下「会員」という)に適用する。

第2章 遵守事項

(法令・規程等の遵守)

第3条 会員は、適用される全ての法令、定款、倫理規程、その他定められた 諸規程・規則及び総会・理事会等の決定事項を遵守すると共に、個人の人権を尊重しなければならない。

(受託業務の責任と守秘義務)

第4条 会員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期さなければならない。また、業務上知り得た守秘すべき情報は業務終了後であっても守秘しなければならない。

(会員のとるべき倫理行動)

第5条 会員は経営士として倫理的な行動を遵守するとともに、業務内や業務外に関わりなく、下記の行為を行ってはならない。

- ① 法律等に抵触する業務の受託。
- ② 本会や会員が反社会的勢力と関係を持つこと。
- ③ 本会や会員の信用を損なう行為。
- ④ 会員間の批判的言動、業務の不当な競合及び業務侵害、協働会員に対する不当な行為。
- ⑤ インターネット等の情報通信手段やその他の手段により、本会、会員並びに顧客企業に関する情報を当該者の承認を得ることなく拡散する行為。

第3章 倫理委員会

(倫理委員会の役割)

第6条 倫理委員会は会員の倫理を維持向上するため、下記の事項を行う。

- ① 本会の倫理を維持向上させるために、啓蒙を行う。
- ② 本会倫理に関わる紛議案件審議及び理事会への答申。
- ③ 倫理規程を所管し、必要と判断されるとき改訂案を作成し理事会へ提出する。
- ④ 本会倫理に係る諸規程を管理し、必要に応じて見直し、改訂を検討し、理事会に諮問する。

(倫理委員会の構成)

第7条 倫理委員会の構成を下記のとおり定める。

- ① 倫理委員会は、倫理委員長及び倫理委員6～8名をもって構成する。
- ② 倫理委員長及び倫理委員は正会員から理事会が選任し、会長が任命する。
- ③ 理事は倫理委員長・倫理委員に就任できない。
- ④ 倫理委員長及び倫理委員の任期は2年とし再任を妨げない。
後任者の就任をもって前任者と交代する。

(倫理委員会の開催)

第8条 倫理委員会は常設委員会とし、倫理委員長は、下記①②のときに倫理委員会を招集する。

- ① 理事会より要請を受けたとき。
- ② 倫理委員長が必要と認めたとき。
- 2 倫理委員会は原則として本会本部会議室又はオンラインにて行う。
- 3 倫理委員会の議事録は、倫理委員会の構成員が作成し本部事務局へ提出する。
- 4 理事会から要請があれば、倫理委員長は理事会へ報告する。

第4章 倫理審査会

(倫理審査会の設置)

第9条 本倫理規程に違反する会員がいる旨、文書（電磁的方法を含む）をもって倫理委員会に提起があり、倫理委員会にて審議した結果、当該会員の本規程違反が確認された場合、違反した会員の処分の種類を審査するための倫理審査会を設置する。

- 2 倫理審査会は、倫理委員長、倫理委員、担当理事1名及び書記で構成する。
- 3 倫理審査会の議長は倫理委員長が務め、書記は職員から専務理事が任命する。

(倫理規程違反者に対する審査)

第10条 倫理審査会は、本規程に違反した内容について違反者当人に釈明の機会を与え

なければならない。また、違反したとされる者は釈明に応じなければならない。

(倫理規程違反者に対する審査結果の報告)

第11条 倫理審査会の議長は、倫理規程違反者の処分に関する倫理審査結果を文書（電磁的方法を含む）で理事会へ報告する。

(処分の種類)

第12条 倫理審査会で審査する処分の種類は、次のとおりとする。

- ① 反省文提出による謝罪。
- ② 本会役職者の場合は一定期間の役職停止又は解任。
- ③ 本会内での付与資格の停止・剥奪。
- ④ 本会からの除名。

(倫理審査結果の理事会審議と処分、総会の議決)

第13条 審査結果の報告を受け、理事会は処分の種類を審議決定し処分を行う。
前条④項については、さらに総会の議決を受けるものとする。

(改 廃)

この倫理規程は、倫理委員会が必要と判断したときは改定案を作成し理事会の承認を経て改定することができる。

.....

制定	平成25年(2013年)	4月1日	制定、施行
改訂	平成25年(2013年)	10月25日	一部改定
	令和元年(2019年)	6月21日	改定
	令和3年(2021年)	7月16日	改定
	令和6年(2024年)	8月16日	改定